



職員宿舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第30号

職員宿舎管理規則の一部を改正する規則

職員宿舎管理規則（昭和39年長野県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「出先機関」を「現地機関」に改める。

様式第1号及び様式第4号中「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職 員 課

被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第31号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則（昭和39年長野県規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(1の2)の項中

制服			
夏期用	1着	3年	を
冬期用	1着	3年	

に、

作業服			
夏期用	1着	3年	
冬期用	1着	3年	
夏期用作業シャツ	1着	3年	

防寒衣	1着	2年	を
ネクタイ	1本	3年	

に、

防寒衣	1着	3年	
バンド	1本	3年	

制帽	1個	3年	を
----	----	----	---

に改め、同1の(2)の項中

作業ぐつ	1足	3年	
防寒ぐつ	1足	3年	
作業帽子	1個	3年	
防寒帽子	1個	3年	
防寒手袋	1双	3年	

盛夏上衣	1着	3年	
------	----	----	--

を

盛夏上衣	1着	3年	
警備シャツ	2着	2年	

に改め、同1の(3)の項中

を

夏期用作業シャツ	2着	2年	
長ぐつ	1足	2年	

夏期用作業シャツ	2着	2年	
防寒衣	1着	4年	
長ぐつ	1足	2年	
作業帽子	1個	4年	

に改

め、同1の(4)の項中

作業服			
夏期用	1着	2年	男子職員に限る。
冬期用	2着	2年	

を

に改め、同1の(5)の項中

作業服			電話交換の業務に従事する職員を除く。
夏期用	1着	2年	
冬期用	2着	2年	
安全ぐつ	1足	3年	

安全ぐつ	1足	3年	汽缶又は電気機械の技術業務に従事する職員に限る。
------	----	----	--------------------------

を

安全ぐつ	1足	3年	短期大学において庁務の技術業務に従事する職員及び汽缶又は電気機械の技術業務に従事する職員(身体障害者リハビリテーションセンターの職員を除く。)に限る。
作業ぐつ	1足	1年	身体障害者リハビリテーションセンターにおいて汽缶又は電気機械の技術業務に従事する職員に限る。

に改め、同1の(7)の

項中

作業服	1着	3年	
長ぐつ	1足	2年	
白衣	1着	3年	軽油引取税に係る検査事務に従事する職員に限る。

を

作業服	1着	3年	
-----	----	----	--

に改め、

同1中

自動車税及び自動車取得税の納税証明書の発行又は証紙徴収に係る消込みの事務に従事する職員	作業上衣	1着	2年
法規学事課において文書の受領及び発送に従事する職員	作業上衣	1着	2年

を

削除			
削除			

に改め、同1の(15)の項中

「地下足袋」を「長ぐつ」に改め、同1の(18)の項中「2着 3年」を

「2着 2年」に、

地下足袋	1足	1年	技術専門校の木造建築科及び建築科を担当する職員に限る。
ヘルメット	1個	3年	技術専門校の電気工事科、木造建築科、冷凍空調設備科、建築科及び溶接科を担当する職員に限る。

を

地下足袋	1足	1年	技術専門校の木造建築科及び建築科を担当する職員に限る。
------	----	----	-----------------------------

に、

「長ぐつ
地下足袋」

を

「長ぐつ
地下足袋又は作業ぐつ」

に改め、同1の(19)の項中

白衣	2着	2年	
作業ズボン	2本	2年	

を

白衣	2着	2年	保健所で検診業務に従事する医師を除く。
作業ズボン	2本	2年	
白衣	2着	3年	保健所で検診業務に従事する医師に限る。
作業ズボン	2本	3年	

に改め、同1の(20)の項中

「白衣」を

「白衣又はエプロン」

に改め、同1の(20の2)の項中

作業服又は白衣	2着	2年	
水着	2着	1年	水浴療法に従事する職員に限る。
作業ぐつ	1足	1年	

を

作業服又は白衣	2着	2年	
作業ぐつ	1足	1年	
くつ下	12足	1年	
水着	2着	1年	水浴療法に従事する職員に限る。

に改め、同1の(2)の項中

作業服	1着	2年	
白衣	2着	2年	
夏期用作業シャツ	1着	2年	衛生部の出先機関の職員を除く。

を

作業服	1着	2年	商工部の現地機関の職員で白衣を貸与されたもの及び農政部の現地機関の職員を除く。
白衣	2着	2年	商工部の現地機関の職員で作業服を貸与されたものを除く。
夏期用作業シャツ	1着	2年	衛生部及び農政部の現地機関の職員を除く。
作業服	2着	2年	農政部の現地機関の職員に限る。
夏期用作業シャツ	2着	2年	

に改め、

「運転業務に従事する職員」の次に「及び畜産試験場において牛の管理に従事する職員」を加え、「の職員及び」を「及び水産試験場の職員並びに」に、

農政部の試験研究機関の職員に限る。	を	農政部の試験研究機関(水産試験場を除く。)の職員に限る。
-------------------	---	------------------------------

に改め、同1の(3)の項中

「保健婦学科」を「保健師学科」に改め、同1の(7)の項中

白衣	2着	1年	
作業ズボン	2本	2年	

を

白 衣 作業ズボン	2着 2本	1年 2年	
作業上衣 白 帽	1着 2個	2年 2年	信濃学園において栄養技術の業務に従事する職員に限る。
白 帽	2個	2年	身体障害者リハビリテーションセンターにおいて栄養技術の業務に従事する職員に限る。

に改め、同1の(28)の

項中

看護衣	2着	1年	
予防衣	2着	1年	
看護ぐつ	2足	1年	
くつ下	24足	1年	
看護帽	2個	2年	

を

看護衣	2着	1年	信濃学園の職員を除く。
予防衣	2着	1年	
看護ぐつ	2足	1年	
くつ下	24足	1年	
看護帽	1個	2年	
作業上衣	2着	1年	信濃学園の職員に限る。
作業ぐつ	1足	1年	
作業上衣	1着	1年	西駒郷の職員に限る。

に改め、同1中

(31)	公害立入検査業務に常時従事する職員	作業服	1着	3年	
		雨衣	1着	3年	
		防寒衣	1着	4年	
		長ぐつ	1足	2年	
		作業帽子	1個	2年	

を

(31)	公害立入検査業務に常時従事する職員	作業服 雨衣 防寒衣 長ぐつ 作業帽子	1着 1着 1着 1足 1個	3年 3年 4年 2年 2年	
(31の2)	廃棄物の監視指導業務に従事する職員	作業服 雨衣 防寒衣 長ぐつ 作業帽子	1着 1着 1着 1足 1個	3年 3年 4年 2年 2年	

に改め、

同1の(32の2)の項中

夏服	1着	3年
冬服	1着	3年

を

長袖アンダーシャツ	2着	1年
半袖アンダーシャツ	2着	1年

に、

長ぐつ	1足	1年
ネクタイ	1本	1年
バンド	1本	1年
夏期用帽	1本	1年
冬期用帽	1本	1年
夏期用帽	1個	4年
冬期用帽	1個	4年
略		
夏期用帽	1個	1年
冬期用帽	1個	1年
救助帽	1個	3年
救助ヘルメット	1個	3年
防じん眼鏡	1個	3年

を

作業防寒服	1着	3年
長ぐつ	1足	3年
軽登山ぐつ	1足	1年
略		
夏期用帽	1個	3年
冬期用帽	1個	3年
救助ヘルメット	1個	3年

に、

救助服	1着	3年	航空機の操縦作業に従事する職員に限る。
冬期用	1着	2年	
航空ぐつ	1足	1年	
救助用バンド	1本	3年	
航空手袋	2双	1年	

を

救助服	1着	3年	航空機の操縦作業及び整備作業に従事する職員並びに航空機に搭乗して、救助、傷病者の搬送、消火等の消防業務に従事する職員を除く。
編上ぐつ	1足	3年	
救助用バンド	1本	3年	
救助手袋	1双	3年	
防じん眼鏡	1個	3年	
救助服	2着	3年	航空機の操縦作業に従事する職員に限る。
インナーウェア	1着	3年	
航空ぐつ	1足	1年	
救助用バンド	2本	3年	
航空手袋	4双	1年	
防じん眼鏡	1個	3年	

に、

救助服	1着	3年
作業服	2着	1年
夏期用	2着	1年
冬期用	2着	1年

を

救助服	2着	3年
整備作業服	2着	1年
インナーウェア	1着	3年

に、

救助用バンド	1本	3年
整備作業手袋	24双	1年

を

救助用バンド	2本	3年
整備作業手袋	24双	1年
救助手袋	2双	1年
防じん眼鏡	1個	3年

に、

作業用	1着	1年
冬期服	2着	3年
アンダーシャツ	2着	3年
長袖		
半袖		

を

インナーウェア	1着	3年
サポーターパンツ	1着	3年

に、

救助手袋	3双	1年
------	----	----

を

救助手袋	4双	1年
救助手袋(リペリング用)	2双	1年
防じん眼鏡	1個	1年

に改

め、同1の(3)の項中
夏服 1着 3年
冬服 1着 3年

を

制服		
夏期用	1着	3年
冬期用	1着	5年

に、

訓練服		
夏期用	1着	1年
冬期用	1着	1年
外とう	1着	3年

を

訓練服	1着	1年
救助服	1着	3年
防寒衣	1着	3年

に、

ネクタイ		
夏期用	1本	1年
冬期用	1本	2年
バンド		
夏期用	1本	1年
冬期用	1本	1年
く		
半長ぐつ	1足	1年
短ぐつ	1足	1年
運動ぐつ	1足	1年
夏	帽	1個
冬	帽	1個
略		
夏期用	1個	1年
冬期用	1個	1年
手	袋	2双

を

ネクタイ	1本	1年
バンド		
夏期用	1本	3年
冬期用	1本	3年
救助用	1本	3年
長ぐつ	1足	2年
短ぐつ	1足	2年
運動ぐつ	1足	1年
編上ぐつ	1足	3年
制		
夏期用	1個	5年
冬期用	1個	5年
アポロキャップ	1個	1年
ヘルメット	1個	3年
革手袋	1双	1年
式典用手袋	2双	1年

に改め、同1

の(35)の項中

地方事務所において危険物立入調査に従事する職員	作業服	1着	3年
	安全ぐつ	1足	2年

を

削除

に改め、同1の(37)の項中

安全ぐつ	1足	2年
作業帽子	1個	2年

を

夏期作業シャツ	1着	2年
安全ぐつ	1足	3年

に改め、

同1の(38)の項中

長ぐつ	1足	2年
-----	----	----

を

安全ぐつ	1足	3年
------	----	----

に改め、

同1の(39)の項中

雨 長 ぐ 衣 つ	1着 1足	2年 2年	
作 夏 防 作 防 作	業 期 寒 業 寒 業	服 用 衣 ぐ ぐ 帽	2着 1着 1着 1足 1足 1個
作 夏 冬 白 作	業 期 期 業	上 期 期 ズ ボ ン	衣 用 用 衣 本
	1着 1着 1着 1本	2年 2年 2年 2年	

を

生活指導に
従事する職
員を除く。

生活指導に
従事する職
員に限る。

作業服又は白衣	2着	3年	
夏期用作業シャツ	2着	2年	
雨 防 長 作 防 作	衣 衣 ぐ ぐ ぐ 帽	1着 1着 1足 1足 1足 1個	2年 2年 4年 2年 2年 2年

に改め、同1の(40)の項中

「長ぐつつ 1足 2年」を「長ぐつつ 1足 2年」に、
「地下足袋又は作業ぐつつ 1足 1年」

安全ぐつつ	1足	3年	大型トラクター等の運転業務に従事する職員に限る。
-------	----	----	--------------------------

を

地下足袋又は作業ぐつつ	1足	1年	水産試験場の職員を除く。
安 全 ぐ っ	1足	3年	大型トラクター等の運転業務に従事する職員及び畜産試験場において牛の管理に従事する職員に限る。

に、

「果樹のせん定作業」を「水産試験場の職員、果樹のせん定作業に従事する職員並びに農業総合試験場、野菜花き試験場、畜産試験場及び中信農業試験場において寒冷期に

「農作業」に改め、同1の(43)の項中

作業服	1着	2年
白衣	2着	2年

を

「

作業服	2着	2年
夏期作業シャツ	2着	2年
白衣	1着	2年

に改め、同1の(45)の項中

「

作業服	1着	2年
夏期作業シャツ	2着	2年
雨衣	1着	3年
防寒衣	1着	4年
長ぐつ	1足	2年
安全ぐつ	1足	4年
防寒ぐつ	1足	2年
作業帽子	1個	2年

を

「

作業上衣	1着	2年	
作業ズボン	2本	3年	
夏期作業シャツ	2着	2年	
雨衣	1着	4年	
防寒衣	1着	4年	
安全ぐつ	1足	4年	
長ぐつ	1足	2年	住宅部の職員を除く。
防寒ぐつ	1足	3年	
作業帽子	1個	2年	
長ぐつ	1足	4年	住宅部の職員に限る。
防寒ぐつ	1足	4年	
作業帽子	1個	4年	

に改め、

同1の(46)の項中

作業服	2着	2年
夏期作業シャツ	2着	2年

を

「

作業上衣	2着	2年
作業ズボン	3本	2年
夏期作業シャツ	3着	2年

に、

防寒ぐつ	1足	2年
地下足袋	2足	1年

を

作業ぐつ	1足	2年
防寒ぐつ	1足	3年

に改め、同1の(47)の項中「出先機関」を「現地機関」に、

作業服	1着	4年
夏期用作業シャツ	1着	2年
雨衣	1着	3年

を

作業上衣	1着	4年
作業ズボン	2本	4年
夏期用作業シャツ	2着	2年
雨衣	1着	4年

に、

1足	2年
1足	3年

を

1足	3年
1足	4年

に、

2年

を

3年

に改め、同

1の(48)の項中

地下足袋	1足	1年
------	----	----

を

作業ぐつ	1足	3年
------	----	----

に改め、

同1中

(49)	流域下水道の運転操作業務に従事する職員	防寒帽子	1個	4年	
(50)	電算業務に常時従事する職員	作業上着	1着	2年	事務処理システムの電算化に従事する職員に限る。
(51)	事務、通信に関する技術業務又は応接業務に従事する女子職員	作業上着 夏期用 冬期用	2着 2着	3年 3年	(1)から(50)までに該当しない職員で、貸与を希望するものに限る。

を

(49)	流域下水道の運転操作業務に従事する職員	防寒帽子	1個	4年	
------	---------------------	------	----	----	--

に改め、同表の2の(1)の項中

長ぐつ	1足	2年
-----	----	----

を

防寒衣	1着	4年
長ぐつ	1足	2年
作業帽子	1個	4年

に改め、同2の(10)の項中

1個

を

2個

に

改め、同2の(13)の項中「寮母」を「寄宿舍指導員」に改め、同2中

(17)	青年の家、少年自然の家又は山岳総合センターにおいて施設の整備業務に従事する職員	長ぐつ	1足	2年	庁務、汽缶又は運転の技術業務に従事する職員を除く。
(18)	事務に従事する女子職員	作業上衣 夏期用 冬期用	2着 2着	3年 3年	(1)から(17)までに該当しない職員で、貸与を希望するものに限る。

を

(17)	青年の家、少年自然の家又は山岳総合センターにおいて施設の整備業務に従事する職員	長ぐつ	1足	2年	庁務、汽缶又は運転の技術業務に従事する職員を除く。
------	-----------------------------------------	-----	----	----	---------------------------

に改め、同表の3の(2)の項中 「 1枚 | 1年 」 を 「 1枚 | 3年 」 に改め、同3の

(3)の項中 「 衛生技師の職
にある職員 | 作業服又は白衣 | 2着 | 2年 」 を

削除 | | | | に改め、同3の(5)の項中

「 防寒帽子 | 1個 | 4年 」 を 「 作業帽子 | 1個 | 2年
防寒帽子 | 1個 | 4年 」 に改め、同3の(8)の項

中 「 2年 | 2年 」 を 「 1年 | 1年 」 に改め、同3の(9)の項中

「 電算業務に常時
従事する職員 | 作業上着 | 1着 | 2年 | 事務処理システムの
電算化に従事する職員に限る。 」 を

「 印刷業務に従事
する職員 | 作業服
夏期用作業シャツ | 2着 | 2年
2着 | 2年 」 に改め、同3の(10)

の項中 「 冬期用 1着 2年 」 を 「 冬期用 1着 2年 作業下衣 1着 2年 」 に改める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

職 員 課

長野県立病院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第32号

長野県立病院管理規則の一部を改正する規則

長野県立病院管理規則（昭和39年長野県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中 「 264人 」 を 「 302人 」 に、 「 224人 」 を 「 271人 」 に改める。

第13条の見出しを削り、同条中「別表第1の11」を「別表第1の6及び11」に、「別表に掲げる」を「次の表の」に改め、同条に次の表を加える。

区 分	金 額
予防接種料	院長が別に定める額
新生児介補料	1人1日について 7,100円
死体処置料	1体について 条例第10条第1項の料金に準じて算定して得た額の2分の1に相当する額
その他院長が別に定める特殊な医療、施設等を利用する場合	院長が別に定める額

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第3条の表の改正規定(「264人」を「302人」に改める部分に限る。)は、平成14年5月7日から施行する。

(長野県がん検診・救急センター管理規則の一部改正)

2 長野県がん検診・救急センター管理規則(昭和58年長野県規則第38号)の一部を次のように改正する。

第11条の表を次のように改める。

区 分	金 額
死体処置料	長野県立病院管理規則(昭和39年長野県規則第37号)第13条の表に掲げる額
その他知事が別に定める特殊な医療、施設等を利用する場合	知事が別に定める額

医 務 課

長野県病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第33号

長野県病院事業財務規則の一部を改正する規則

長野県病院事業財務規則(昭和50年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「医務課長」を「医務課県立病院室長」に改める。

第11条第1号中「医務課長」を「医務課県立病院室長」に改め、同条第2号中「医務課」を「医務課県立病院室」に改める。

第117条の表を次のように改める。